

東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は看護師養成所（以下「大学等」という。）で看護師になるために必要な学科を履修する学生のうち、当該大学等に進学する直前まで多治見市、瑞浪市及び土岐市の区域（以下「圏域」という。）内に居住していた者で、将来、圏域内において看護師の業務に従事しようとするものに対して、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の看護師資格取得のための修学を容易にし、もって圏域内における看護師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「病院等」とは、次のいずれかに該当する場所、施設又は事業所をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (3) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (4) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (6) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護事業を行う事業所

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、大学等で看護師になるために必要な学科を履修する学生のうち、当該大学等に進学する直前まで圏域内に居住していた者（大学等に入学した日前3箇月以内に圏域から転出した者を含む。）で、将来、圏域内において常勤の看護師として業務に従事しようとするものとする。ただし、東濃西部看護師等確保修学資金貸付規則（令和5年規則第1号）第3条に規定する貸付対象者に該当する場合は、修学資金の貸付けの対象としない。

(貸付期間)

第4条 修学資金の貸付期間は、修学資金の貸付けを申請した日の属する年度の4月

から大学等を卒業する日の属する月までとする。ただし、その期間は、大学等の正規の修業年数を超えることはできない。

(貸付金額)

第5条 修学資金の貸付金額は、月額4万円とする。

(貸付けの利息)

第6条 修学資金の貸付けは、無利息とする。

(貸付けの申請)

第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、管理者が別に定める日までに東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 東濃西部看護師資格取得支援修学資金連帯保証書（別記様式第2号）
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 申請者の住民票
- (5) 大学等の在学証明書
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(連帯保証人)

第8条 申請者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 連帯保証人のうち1人は同居の家族以外の者とし、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人はその者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が保証する極度額は、192万円とする。

4 次条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者（第14条第1項の規定により修学資金の借入額（以下「借入額」という。）を返還しなければならない者を含み、第18条の規定により借入額の返還免除の決定を受けた者を除く。）は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人が欠けたとき又は連帯保証人を変更しようとするときは、東濃西部看護師資格取得支援修学資金連帯保証人変更願（別記様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第9条 管理者は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請を審査のうえ、貸付けの適否を決定し、申請者に対し東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付決

定通知書（別記様式第4号）又は東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付不承認決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（修学資金の交付）

第10条 貸し付ける修学資金は、4月分から9月分までは6月に、10月分から3月分までは11月に交付するものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、修学資金を受領したときは、直ちに東濃西部看護師資格取得支援修学資金受領書（別記様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（借用証書）

第11条 修学生は、修学資金の最終の交付を受け、借用した修学資金の額が確定したとき（第13条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された場合を含む。）は、直ちに東濃西部看護師資格取得支援修学資金借用証書（別記様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（届出義務）

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、東濃西部看護師資格取得支援修学資金届出書（別記様式第8号）に、その該当する事実を証する書類を添えて、当該事実の発生後直ちに管理者に提出しなければならない。ただし、第2号、第3号に規定する連帯保証人の職業に変更があったとき又は第6号に該当する場合は、当該事実を証する書類の添付を要しない。

- （1） 氏名又は住所を変更したとき。
- （2） 連帯保証人が欠けたとき。
- （3） 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
- （4） 大学等を退学し、休学し、又は復学したとき。
- （5） 大学等において退学、停学又は原級留置の処分を受けたとき。
- （6） 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

2 修学資金の最終の交付を受けた者（次条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された者を含む。以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、東濃西部看護師資格取得支援修学資金届出書にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実の発生後直ちに管理者に提出しな

なければならない。

- (1) 前項第1号から第5号までに該当するとき（ただし、同項第2号に該当する事実を証する書類又は同項第3号に該当する場合における連帯保証人の職業の変更の事実を証する書類は、添付を要しない。）。
- (2) 法第7条第3項に規定する看護師の免許（以下「免許」という。）を取得したとき。
- (3) 圏域内の病院等において看護師の業務に従事したとき。
- (4) 業務に従事する圏域内の病院等を変更したとき。
- (5) 圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき（次号に該当するときを除く。）。
- (6) 病気又は負傷等の理由により、圏域内の病院等において看護師の業務に従事することができなくなったとき。

3 前項第3号の事実を証する書類は圏域内の病院等が発行する東濃西部看護師資格取得支援修学資金従事開始証明書（別記様式第9号）とし、同項第4号の事実を証する書類は変更前の圏域内の病院等が発行する東濃西部看護師資格取得支援修学資金従事期間証明書（別記様式第10号）及び変更後の圏域内の病院等が発行する東濃西部看護師資格取得支援修学資金従事開始証明書とする。

4 修学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（貸付け決定の取消し及び停止）

第13条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 大学等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき又は死亡したとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 管理者は、修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復

学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けたものとみなす。

(修学資金の返還)

第14条 次の各号のいずれかに該当する借受人は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6箇月以内に借り入れた修学資金を返還しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、6箇月を限度として、その期限を延長することができる。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された者
- (2) 大学等を卒業した日から起算して2年以内に看護師国家試験（法第7条第3項の看護師国家試験をいう。以下同じ。）に合格しなかった者
- (3) 看護師国家試験に合格後、1箇月以内に圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなかった者。ただし、管理者が当該業務の従事開始時期の延長を認めた場合を除く。
- (4) 圏域内の病院等において看護師の業務に従事した後、次条第1項に規定する必要勤務期間の期間中に従事しなくなった者

2 管理者は、前項各号の規定に該当する借受人が修学資金の返還を完了した旨の証明を求めたときは、東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付金返還金等受取証書（別記様式第11号）を交付するものとする。

(修学資金の返還免除)

第15条 管理者は、借受人が看護師国家試験に合格後、1箇月以内に圏域内の病院等において看護師の業務に従事し、引き続いて修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）において当該業務に従事したときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部を免除する。ただし、借受人が修学資金の貸付けを受けた期間が1年に満たない場合の必要勤務期間は、1年とする。

- 2 借受人が圏域内の病院等において看護師の業務に従事した期間が1年以上であり、必要勤務期間に満たないときは、当該従事した月数分の修学資金の返還債務を免除する。
- 3 前2項に規定する場合を除くほか、管理者は、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(期間の算定方法)

第16条 業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって算定する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に休職（業務に起因するもの及び病気負傷等やむを得ない理由によるもの（法令又は条例の規定に基づく育児休業を除く。）を除く。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職を開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。

（返還免除の申請）

第17条 第15条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人は、東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還免除申請書（別記様式第12号）に圏域内の病院等が発行する東濃西部看護師修学資金従事期間証明書を添えて、管理者に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第18条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、免除の適否を決定し、当該申請を行った借受人に対し、東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還免除決定通知書（別記様式第13号）又は東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還免除不承認決定通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

（返還の猶予）

第19条 第14条の規定にかかわらず、管理者は、借受人が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その事由が継続する間における修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。ただし、猶予する期間は、3年を超えることができない。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還猶予申請書（別記様式第15号）に猶予を受ける資格を有することを証する書面を添えて、管理者に申請しなければならない。

（返還猶予の決定）

第20条 管理者は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、猶予の適否を決定し、当該申請を行った借受人に対し、東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還猶予決定通知書（別記様式第16号）又は東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還猶予不承認決定通知書（別記様式第17号）により通知するものとする。

る。

(延滞利息)

第21条 借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき修学資金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に当該返還すべき日の翌日における法定利率の割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式第1号（第7条関係）

東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付申請書

年 月 日

東濃西部広域行政事務組合管理者

修学資金の貸付けを受けたいので、東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

申 請 者	ふりがな				生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名	⑩				
	住 所	〒 送付先住所 ()				
	連絡先	電話番号				
		携帯電話番号				
		メールアドレス				
	在学する 大学等	名称				
		所在地	電話番号			
		入学 年月日	年 月 日	卒業予定 年月日	年 月 日	
	貸付申請期間	年 月から 年 月まで				

必要書類

- (1) 履歴書
- (2) 東濃西部看護師資格取得支援修学資金連帯保証書（別記様式第2号）
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金連帯保証書

東濃西部広域行政事務組合 管理者

私たちは、下記の申請者の連帯保証人となり、東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則の規定を遵守し、修学資金の返還の義務が生じたときは返還の債務を本人と連帯して負担します。

申請者	氏名	
	住所	

連帯保証人	氏名	⑩	生年月日	年 月 日
	住所			電話番号
	職業又は勤務先			本人との続柄

連帯保証人	氏名	⑩	生年月日	年 月 日
	住所			電話番号
	職業又は勤務先			本人との続柄

- 備考
- 1 連帯保証人のうち1人は、必ず同居の家族以外の方にしてください。
 - 2 連帯保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
 - 3 連帯保証人による保証の極度額は、192万円とします。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日			
東濃西部看護師資格取得支援修学資金連帯保証人変更願			
東濃西部広域行政事務組合管理者			
（貸付けの決定を受けた者）決定番号 第 号			
住 所			
氏 名 ㊟			
次のとおり連帯保証人の変更を承認願います。			
なお、変更が承認された場合、新連帯保証人は、東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則の規定を遵守し、修学資金の返還の義務が生じたときは返還の債務を本人と連帯して負担します。			
新連帯保証人	氏名 ㊟	生年月日	年 月 日
	住所及び電話番号 〒 電話（ ） —	本人との続柄	
	職業又は勤務先		
旧連帯保証人	氏 名 ㊟	生年月日	年 月 日
	住所及び電話番号 〒 電話（ ） —	本人との続柄	
変更の事由			
変更年月日		年 月 日	

- 備考 1 新連帯保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 2 連帯保証人による保証の極度額は、192万円とします。

別記様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付不承認決定通知書

住 所	
氏 名	

東濃西部広域行政事務組合 管理者



修学資金の貸付けについて、審査の結果不承認と決定しましたので、通知します。

不承認の理由

別記様式第6号（第10条関係）

東濃西部看護師資格取得支援修学資金受領書

年 月 日

東濃西部広域行政事務組合管理者

(修学生) 決定番号 第 号

住 所

氏 名

下記のとおり、 年 月から 年 月分の修学資金を受領
しました。

記

金

円

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金借用証書

東濃西部広域行政事務組合管理者

(修 学 生) 決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊞

(連帯保証人) 住 所

氏 名

㊞

(連帯保証人) 住 所

氏 名

㊞

下記のとおり、東濃西部看護師資格取得支援修学資金を借用しました。

借入金総額	円 (無利息)
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月 (箇月)
借 用 方 法	6月 円 11月 円 を口座振込により借用 (回振込み)
備 考	連帯保証人は、実印を押印してください。

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金届出書

東濃西部広域行政事務組合管理者

（修学生又は借受人） 決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊞

東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生日	年 月 日
届出内容	

添付書類

届出に係る事実を証する書類

※(2)、(3)連帯保証人の職業に変更があったとき又は(6)に該当する場合は添付不要。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連帯保証人が欠けたとき。
- (3) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
- (4) 大学等を退学し、休学し、又は復学したとき。
- (5) 大学等において退学、停学又は原級留置の処分を受けたとき。
- (6) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

別記様式第9号（第12条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金従事開始証明書

東濃西部広域行政事務組合管理者

下記のとおり、当院において看護業務に従事していることを証明します。

従事者氏名	
勤務形態	看護師（ 常勤 ・ 非常勤 ） ※ 非常勤の場合は、勤務形態を具体的に記載してください。
従事開始日	年 月 日
備考	

所在地

病院等名



別記様式第10号（第12条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金従事期間証明書

東濃西部広域行政事務組合管理者

下記のとおり、当院において看護師として従事している（従事していた）ことを証明します。

従事者氏名	
勤務形態	看護師（ 常勤 ・ 非常勤 ） ※ 非常勤の場合は、勤務形態を具体的に記載してください。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休職・停職の有無 及びその期間	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

所在地

病院等名



年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付金返還金等受取証書

様

東濃西部広域行政事務組合

管理者

印

年 月 日付けで請求しました修学資金の返還について、下記の金額を受け取りました。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 貸付金返還金 | 円 |
| 2 | 延滞利息 | 円 |

別記様式第12号（第17条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還免除申請書

東濃西部広域行政事務組合管理者

(借受人) 決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので申請します。

返 還 免 除 金 額			円
免除申請理由			
借用内訳	勤務形態		
	借用金額		円
	借用期間	年 月 ~ 年 月	
休職・停職の有無 及びその期間			

別記様式第13号（第18条関係）

第 号
年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還免除決定通知書

借受人	決定番号第 号
	住 所
	氏 名

東濃西部広域行政事務組合 管理者



年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還免除については、次のとおり免除することに決定しましたので、東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則第18条の規定により通知します。

免 除 金 額		円
免 除 額 の 内 訳	東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則第9条の規定により 年 月から 年 月まで貸し付けた修学資金	
備考		

別記様式第14号（第18条関係）

第 号
年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還免除不承認決定通知書

借受人	決定番号 第 号
	住 所
	氏 名

東濃西部広域行政事務組合

管理者



年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還免除については、審査の結果不承認と決定しましたので、通知します。

不承認の理由

別記様式第15号（第19条関係）

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還猶予申請書

東濃西部広域行政事務組合管理者

(借受人) 決定番号 第 号
 住 所
 氏 名
 ㊟

修学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

猶 予 申 請 金 額		円
猶予申請理由		
猶予期間		
借用金額の内訳	借 用 金 額	円
	返 還 済 額	円
	返 還 未 済 額	円
添付書類	返還猶予を受ける資格を有することを証する書面	

別記様式第16号（第20条関係）

第 号

年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還猶予決定通知書

借受人	決定番号 第 号
	住 所
	氏 名

東濃西部広域行政事務組合

管理者



年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還猶予については、次のとおり猶予することに決定しましたので、東濃西部看護師資格取得支援修学資金貸付規則第20条の規定により通知します。

返 還 猶 予 金 額		円
返 還 猶 予 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

備考

別記様式第17号（第20条関係）

第 号
年 月 日

東濃西部看護師資格取得支援修学資金返還猶予不承認決定通知書

借受人	決定番号 第 号
	住 所
	氏 名

東濃西部広域行政事務組合

管理者



年 月 日付で申請のあった修学資金の返還猶予については、審査の結果不承認と決定しましたので、通知します。

不承認の理由